

追加型投信／内外／その他資産（転換社債）

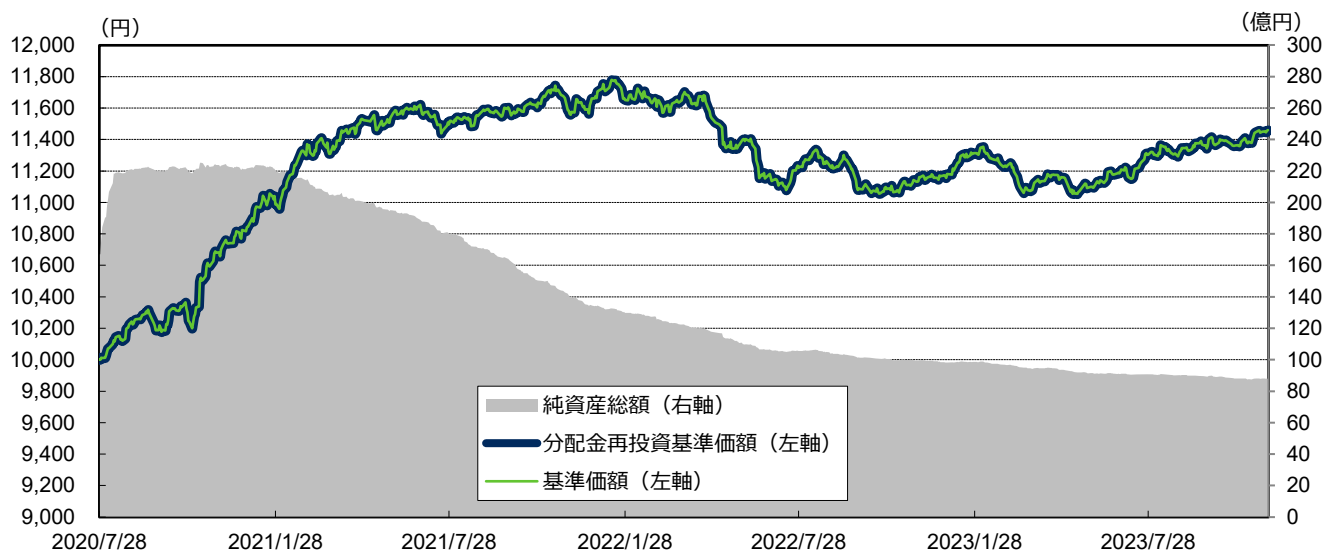
作成基準日：2023年11月30日

ファンドの目的	主として先進国の転換社債に投資し、信託財産の成長を目指します。
設定日	2020年7月28日
信託期間	2025年7月28日まで
決算日	原則7月26日（休業日の場合は翌営業日）
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.968%（税抜0.88%）。

■ファンドの情報

基準価額	11,459円
純資産総額	8,792(百万円)

■基準価額と純資産総額の推移



* 分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと計算しています。設定日を10,000円として計算しております。

■基準価額（分配金再投資基準価額）の騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	0.90%	1.15%	3.23%	2.92%	7.26%	14.59%

* 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

* 税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

* 基準価額は信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については上記「信託報酬」欄をご参照ください。

■分配実績（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第1期(2021年7月26日)	0円
第2期(2022年7月26日)	0円
第3期(2023年7月26日)	0円

設定来累計 | 0円

*運用状況によっては分配金が支払われない場合があります。

追加型投信／内外／その他資産（転換社債）

作成基準日：2023年11月30日

■ ファンドの特性*

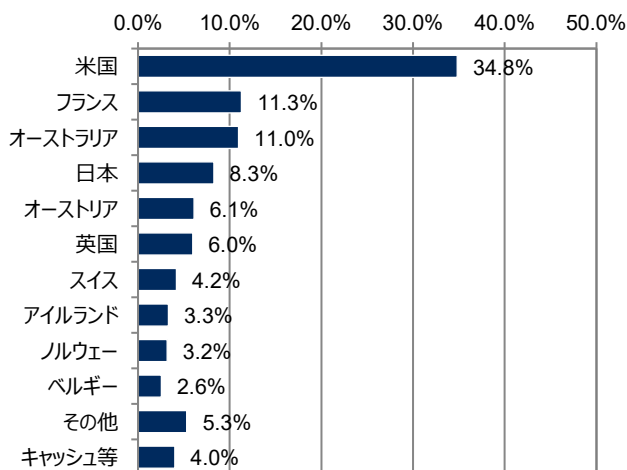
最終利回り* ¹	6.78%
保有銘柄数	27
株価連動率（デルタ）* ²	0.11
平均残存年数* ³	0.85年
平均格付* ⁴	BB+

*組入証券部分で算出しております。

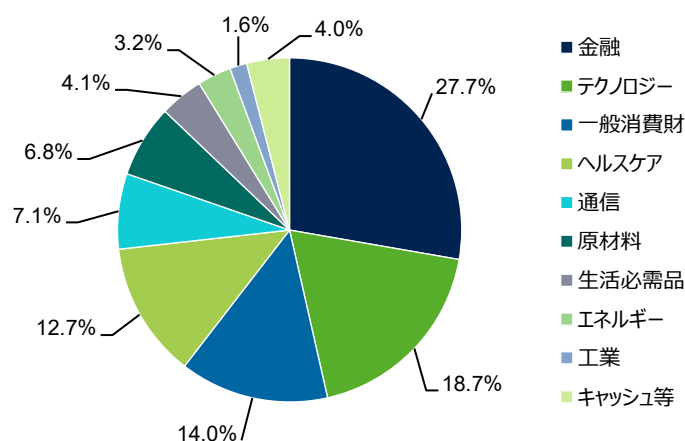
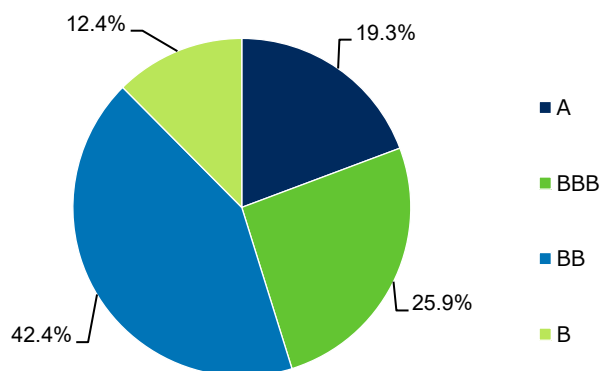
■ 資産構成比率

内訳	比率
転換社債（CB）	96.0%
国債	0.0%
キャッシュ等	4.0%
合計	100.0%

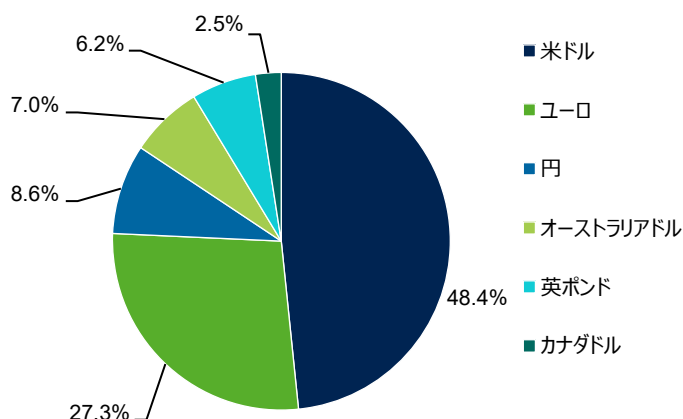
■ 国・地域別組入比率



■ 業種別組入比率

■ 格付別組入比率*⁴

■ 通貨別組入比率



出所：シュローダー・グループおよびBloomberg Finance L.P.のデータを基にシュローダー・インベストメント・マネジメント作成。

※ 国・地域は発行体のブルームバーグによるカントリーリスク対象国に基づいて記載。業種は組入資産のブルームバーグ業種(BICSレベル1セクター)に基づいて記載。

※ 資産構成、国・地域別、業種別の組入比率は、純資産総額比です。

※ 通貨別、格付別組入比率は、組入証券部分を100%とした場合の比率です。

※ 組入比率グラフについては、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

※ 最終利回りや通貨別組入比率は費用やヘッジコスト等を考慮したものではありません。

* 1 購入したCBを株式等に転換せずに償還日まで(プットオプション付CBの場合はオプションの権利行使日まで)保有した場合の最終利回りとなります。* 2 CB価格の変動率を株価の変動率で割ったもので、1に近いほど株価との連動性が高いことを意味します。* 3 プットオプション付のCBは権利行使日を償還日として算出。* 4 スタンダード&プアーズ、フィッチ・レーティングス、ムーディーズで格付けが取得できない銘柄については、弊社の内部格付けを使用しております。平均格付は、それらの情報を基に加重平均したものであり、当該ポートフォリオ自体の信用格付ではありません。

* 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。4ページ以降の費用、リスク、留意事項等を必ずご参照ください。

追加型投信／内外／その他資産（転換社債）

作成基準日：2023年11月30日

■ 組入上位10銘柄

銘柄	国・地域	業種	通貨	比率
ウエスタンデジタル	米国	テクノロジー	米ドル	8.3%
プロスペクト・キャピタル	米国	金融	米ドル	6.7%
ams	オーストリア	テクノロジー	ユーロ	6.1%
ダーウセント・ロンドン・キャピタルNo.3(ジャージ)	英国	金融	英ポンド	6.0%
ニューベジブ	米国	ヘルスケア	米ドル	5.4%
エールフランス-KLM	フランス	一般消費財	ユーロ	4.9%
ディッシュ・ネットワーク	米国	通信	米ドル	4.8%
DEXUSファイナンス	オーストラリア	金融	オーストラリアドル	4.4%
エイチ・アイ・エス	日本	一般消費財	円	4.3%
グレンコア・ファンディング	オーストラリア	原材料	米ドル	4.3%

出所：シュローダー・グループおよびBloomberg Finance L.P.のデータを基にシュローダー・インベストメント・マネジメント作成。

※ 国・地域は発行体のブルームバーグによるカントリーリスク対象国に基づいて記載。業種は組入資産のブルームバーグ業種(BICS レベル1 セクター)に基づいて記載。

※ 組入上位銘柄の各組入比率は、純資産総額比です。

■ 月次コメント

【市況コメント】

11月のグローバルCB市場は上昇しました。当月、グローバル株式市場は、月初より米英の中央銀行が政策金利の据え置きを発表し、利上げ終了観測が高まったことなどを背景に上昇しました。その他、良好な経済指標、原油価格の下落、インフレ率の大幅な低下、米国債利回りの低下、米ドルの下落などを背景に堅調な推移となりました。また、株式市場は売られ過ぎの状況にあったことから、急速な上昇となりました。当月、グローバルの主要株式市場は、MSCI World指数が+9.2%（米ドルベース）の上昇となりました。地域別に見ると、米国ではS&P500指数が+8.9%、NASDAQは+10.7%（いずれも米ドルベース）の上昇となりました。欧州についても、MSCI EMU指数は+7.8%（ユーロベース）の上昇、アジアについても堅調な動きとなりMSCIアジア（除く日本）指数は+6.9%（米ドルベース）、日本においてはTOPIX（配当込み）で+5.4%（円ベース）の上昇となりました。このような中、リフィニティブ・グローバル・フォーカス指数（米ドルヘッジベース）でみる同期間のCB市場は、インフォメーションテクノロジー、資本財・サービスセクターが堅調となり、+4.5%上昇し、CBの特性である株式市場の上昇に対する追従力を見せる動きとなりました。

【今後の見通し】

米国のコア生産者物価指数（CPPI）は4%まで低下しており、世界規模でインフレはさらに低下すると予想されます。利上げサイクルの終わりに近づいている今、このサイクルを歴史的な文脈に置くことが重要であると考えています。昨年は1980年代初頭以来の急ピッチな金利上昇を経験しました。そして多くのアナリストが驚いたことに、経済は好調となり、労働市場は回復力を維持し、米国の消費者は支出を続けました。しかしながら、現在米国ではクレジットカード等の延滞率の上昇等、景気が減速する兆候が見られています。米国連邦準備制度理事会（FRB）のジェローム・パウエル議長が昨年のジャクソンホールで、インフレとの戦いは「家計と企業にある程度の痛みをもたらさざらう」と述べましたが、その痛みはついに経済にも現れ始めています。失業者数は遅行指標ですが、失業率3.4%から4%への上昇は、米国が景気後退入りしつつあることを示す初期の兆候です。FRBのバランスシートは毎月950億米ドル削減され続け、流動性は市場から流出し続けています。

グローバル金融危機以降、CB市場はほぼ同じ時価総額を維持した一方で、ハイイールド債券市場は5倍に拡大しました。今後、多くの借換えが控えていますが、その借換えはさらに高い金利水準で行われ、信用条件もかなり厳しくなっています。債券投資において最も危険な日は満期日です。発行体は負債を返済するための流動性がない場合には、借り換えを行うでしょう。その借り換え条件が厳しい場合、そして金利コストが以前よりかなり高い場合、銀行融資基準が厳しくなっている場合、デフォルト率が上昇している場合、および流動性が低下している場合、デフォルトのリスクは大幅に上昇します。そして、その状況は現在、あるいは少なくとも近い将来にあると考えます。

このような中において、CBは流動性のない局面においても常に開かれた市場であり、今後CBにとって好機が到来すると予想されます。一方で、CBは景気後退局面における株式下落に対する防御性を示すことが要求されます。運用チームは長期的な株式市場見通しに関しては、引き続き警戒しており、今後さらにボラティリティが高まると見えています。この様な中、全天候型商品といえるCBにはより防御的な資産クラスとしての投資妙味があり、依然売られ過ぎの状況にあると考えます。大手IT企業による社債の発行は継続しており、特に長期債の取引が活発となっていますが、これらの企業においてCBの発行は行われておらずCBのユニバースに影響を及ぼす可能性は軽微といえます。今後もグローバルの経済動向を見極めつつ、保有銘柄の信用リスク状況を注視したポートフォリオ運営を継続します。

■ ファンドの特色

- 先進国*の転換社債（以下「CB」といいます。）を主要投資対象とし、相対的に利回りが高いと判断されるCBに投資します。
*先進国とは、IMF（国際通貨基金）の定義する先進国・地域に準拠する国・地域をいいます。
 - 銘柄選択にあたっては、投資対象地域の分散を図りながら、発行体の信用リスク、価格水準、残存期間等を勘案して行います。
 - 原則としてファンドの信託期間（5年）内に償還日を迎えるCBに投資します。
 - ※フットオプション付CBにおいては、オプションの権利行使日を当該CBの償還日とみなす場合があります。
 - CBは当該CBの償還日まで保有することを基本とします。ただし、運用者の判断により償還日前に売却することがあります。
 - CBの償還金等については、信託期間内に償還日を迎えるCBに再投資することを目指します。ただし、市場動向、発行動向等によって、残存期間の短い他の債券や短期金融商品へ投資を行う場合があります。
- 信託期間約5年の限定追加型の投資信託です。
 - ファンドは2025年7月28日を償還日とする信託期間5年の投資信託です。
 - ファンドの購入の申込みは、2020年8月7日までの間に限定して受け付けます。
- 組入外貨建資産について、為替ヘッジにより円と円以外の通貨との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
※為替ヘッジにより為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- 運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント（スイス）AGにCB等*の運用に関する権限を委託します。
 - 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
 - *CB等は、CBに加えて残存期間の短い他の債券や短期金融商品を含みます。

* 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。4ページ以降の費用、リスク、留意事項等を必ずご参照ください。

追加型投信／内外／その他資産（転換社債）

作成基準日：2023年11月30日

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	当初申込期間においては1口当たり1円に、継続申込期間においては購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.30% （ 税抜3.00% ）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。（2020年8月11日以降の購入のお申込みは出来ません。）
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に 0.5% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。 ※受益者の公平を図るため、ファンドを解約される受益者の解約代金から差し引いて信託財産に繰り入れる金額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.968% （ 税抜0.88% ）。									
	運用管理費用（信託報酬）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配分（年率／税抜）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.50%（税抜）</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.35%（税抜）</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%（税抜）</td> </tr> </tbody> </table>		配分（年率／税抜）		委託会社	年率0.50%（税抜）	販売会社	年率0.35%（税抜）	受託会社	年率0.03%（税抜）
	配分（年率／税抜）									
委託会社	年率0.50%（税抜）									
販売会社	年率0.35%（税抜）									
受託会社	年率0.03%（税抜）									
委託会社の配分には、運用委託先であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（スイス）AGに対する報酬が含まれています。										
その他の費用・手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table>		役務の内容		委託会社	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等	販売会社	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等	受託会社	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	役務の内容									
	委託会社	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等								
	販売会社	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等								
受託会社	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等									
法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等	ファンドの純資産総額に対して 年率0.11% （ 税抜0.10% ）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。									
組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等	ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。									

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

追加型投信／内外／その他資産（転換社債）

作成基準日：2023年11月30日

■ 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。**したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。**
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

■ 価格変動リスク

ファンドが投資を行う転換社債の価格は、転換の対象となる株式等の価格変動、発行体の業績、経営、財務状況の変化、金利変動および国内外の経済情勢等により変動します。特に格付けの低い転換社債において発行体がデフォルト（債務不履行および支払い遅延）を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、転換社債の価格は変動し基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

■ 金利変動リスク

ファンドが投資を行う転換社債等の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落します。金利変動による転換社債等の値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等に左右されます。一般に金利が上昇した場合には、転換社債等の価格は下落し、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

■ 信用リスク

ファンドが投資を行う転換社債等の発行体の財務状況の悪化、経営不振、またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価が悪化した場合、転換社債等の価格は変動し基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域（転換社債の発行体の主要な拠点や事業対象国、転換社債の発行地や転換対象の株式等の上場国等）において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更、取引に関する新たな規制が設けられた等の場合には、基準価額の下落要因となる可能性があり、投資元本を割り込むことがあります。また、運用方針に則った運用が困難となることがあります。

■ 流動性リスク

転換社債等を売買する際、市場規模が小さい、取引量が少ない等、流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場の場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、基準価額の下落要因となる可能性があり、投資元本を割り込むことがあります。

■ 為替変動リスク

ファンドが投資を行う外貨建資産については、転換社債等の価格変動のほか、当該資産の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、為替変動リスク軽減のために、原則として対円での為替ヘッジを行います。この場合、通常、円の金利が為替ヘッジ対象通貨の金利と比べて低い場合には、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、一部の通貨に対しては円以外の先進国通貨を用いた代替ヘッジを行うことがあります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。為替ヘッジにより為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【転換社債の再投資に関するリスクおよび留意事項】

ファンドの信託期間内に償還日を迎える転換社債の償還金等については、ファンドの信託期間内に償還日を迎える転換社債に再投資することを目指します。ただし、当該転換社債は、当初投資した転換社債に比べ、低利回りのものである可能性があります。また、市場、発行動向によっては転換社債への再投資ができない可能性があります。その場合は、主に残存期間の短い他の債券や短期金融商品等への投資を行います。その結果、ファンドの償還日が近づくにつれてファンド全体の利回り水準が低下することがあります。

【現金等の組入に関する留意事項】

信託期間末のみならず期中において、市場動向等によっては、短期金融資産や現金の組入比率が高まり、その他の投資対象資産の組入比率が低下する場合があります。

リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

追加型投信／内外／その他資産（転換社債）

作成基準日：2023年11月30日

■ 手続・手数料等

換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、換金の申込みは受け付けません。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国内の休業日 ■ ロンドン、ニューヨークもしくはシンガポールの証券取引所の休業日 ■ ロンドン、ニューヨークもしくはチューリッヒの銀行の休業日
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受付を取り消すことがあります。 * 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	2025年7月28日まで（2020年7月28日設定）
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年7月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。 ■ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの関係法人

委託会社：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号

加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

販売会社：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 [募集の取扱い等]

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

三菱UFJ信託銀行株式会社 [募集の取扱い等]

登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

■ 本資料に関するご留意事項

本資料は、ファンドの運用状況に関する受益者への情報提供を目的としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が作成したものであり、法令に基づく開示書類ではありません。本資料は当ファンドの売却ならびに他商品の購入申し込みを推奨・勧誘するものではありません。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。本資料記載の内容は作成時点におけるものであり、市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。本資料は、弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性あるいは完全性についてはこれを保証するものではありません。また、本資料中のデータ、運用実績などは過去のものであり、将来の投資成果などを示唆あるいは保証するものではありません。